明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の規定により、注視区域及び特別注視区域を指定する件（内閣府一二一）　一
○令和四年総務省告示第百二十六号の全部を改正する件（総務四二七）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務二四三）　三
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件（財務三三二）　四
○支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（同三三三）　五
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（同三三四）　六
○保安林の指定をする件（農林水産二一二四～二一三三）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一三五）　八
○都市計画に関する件（同一三六）　八
○都市計画に関する件（中国地方整備局一〇二）　二九

〔国会事項〕　内閣　九
〔人事異動〕　内閣　九
〔皇室事項〕　九
〔公告〕　諸事項　九
官庁　財団関係　九
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　九